

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成26年3月3日（月）

社会・援護局 福祉基盤課

目 次

○重点事項

1	社会福祉法人制度について	
(1)	社会福祉法人制度の見直し検討について	1
(2)	社会福祉法人運営の透明性の確保について	3
(3)	社会福祉法人関連予算について	5
(4)	社会福祉法人の認可等に係る権限移譲について	5
(5)	税額控除制度の周知について	6
2	福祉・介護人材確保対策について	
(1)	福祉・介護人材確保の現状と課題	7
(2)	福祉・介護人材確保対策の促進	7
(3)	社会福祉士及び介護福祉士法の改正等について	13
(4)	介護福祉士養成施設等の指定監督等にかかる権限移譲について	14
(5)	喀痰吸引等制度の円滑な実施について	15
(6)	福利厚生センターによる福利厚生事業	16
(7)	日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成	16
(8)	社会福祉事業従事者に対する研修等	18
3	経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて	
(1)	現状	20
(2)	平成26年度の受入れ	21
(3)	候補者に対する学習支援策（平成26年度予算案）	21
(4)	ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて	22
4	社会福祉施設の防災対策について	
(1)	社会福祉施設等の耐震化等整備の推進について	23
(2)	社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について	25
(3)	災害福祉広域支援ネットワークについて	25
(4)	被災地における共生型福祉施設の設置について	27
(5)	社会福祉施設における業務の継続について	27
5	社会福祉施設の運営等について	
(1)	福祉サービス第三者評価推進事業について	30
(2)	苦情解決事業について	32
(3)	社会福祉法人新会計基準について	32
(4)	感染症の予防対策について	33
(5)	社会福祉施設等におけるアスベスト対策について	35
(6)	社会福祉施設等の木材利用の推進について	35
6	独立行政法人福祉医療機構について	
(1)	福祉貸付事業について	36
(2)	社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	37

○参考資料

1	社会福祉法人の見直し検討について	41
2	第25回規制改革会議資料（「介護・保育事業等における経営管理の強化と イコールフットィング確立に関する論点整理」に対する考え方）	47
3	社会福祉法人の財務諸表の公開状況	53
4	福祉・介護人材確保緊急支援事業	57
5	都道府県福祉人材センターによる取組	58
6	緊急雇用創出事業の拡充等について	63
7	地域づくり事業の概要	67
8	介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充	70
9	被災3県の求人・求職動向	73
10	被災三県の福祉人材センターにおける取組（福祉施設等への採用実績）	74
11	被災地における福祉・介護人材確保事業	75
12	都道府県福祉人材センター事業実施状況	76
13	都道府県福祉人材センターにおけるハローワークとの連携状況	90
14	介護福祉士の資格取得方法の見直しの施行延期等について	91
15	福利厚生センター関係資料	93
16	日本社会事業大学関係資料	98
17	中央福祉学院 平成26年度社会福祉研修実施計画	100
18	国立保健医療科学院において実施する研修（平成26年度）	102
19	EPA候補者の介護福祉士国家試験の受験について	103
20	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の26年度の姿	104
21	南海トラフ地震特別措置法を踏まえた社会福祉施設の 移転整備に対する支援措置	105
22	第三者評価の受審件数	106
23	新会計基準への移行が未定な法人の状況（平成25年3月末現在）	107
24	民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要	108

重点事項

1 社会福祉法人制度について

(1) 社会福祉法人制度の見直し検討について

ア 社会福祉法人の在り方等に関する検討会の設置について

平成 12 年の社会福祉基礎構造改革以降、10 年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化・複雑化など、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化している。

また、先般の臨時国会においては、生活困窮者自立支援法が成立し、生活保護受給者にかかわらず、その手前の段階にある生活困窮者に対する支援事業の創設など、新たな福祉ニーズへの対応を行っていくこととしており、社会福祉法人には、こうした新たな福祉ニーズに積極的に取り組んでいくことが期待されている。

一方、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、「規制改革実施計画」（同日閣議決定）及び「社会保障制度改革国民会議報告書」（同年 8 月 6 日公表）においては、非課税扱いにふさわしい地域貢献や運営の透明性を確保すること等についての提言もなされたところである。

このため、厚生労働省においては、昨年 9 月に外部有識者等で構成する「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を立ち上げたところであり、本年 5 月を目途に論点整理を行うこととしている。その後、社会保障審議会福祉部会において議論を行った上で、必要な制度見直しを行う予定としている。

イ 検討会におけるこれまでの議論について

検討会においては、以下のとおり、社会福祉法人が地域から期待される更なる取組、社会福祉法人のガバナンス、大規模化・協働化等について議論を行ってきたところである。

開催日	議題
第 1 回 (9 月 27 日)	今後の社会福祉法人の在り方について (フリーディスカッション)
第 2 回 (10 月 28 日)	社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について

第3回(11月18日)	社会福祉法人のガバナンスについて（法人組織の在り方、透明性の確保について）
第4回(12月16日)	社会福祉法人の大規模化・協働化等について
第5回(1月20日)	社会福祉法人の適正な運営の確保について
第6回(2月20日)	・イコールフティングについて ・福祉人材の確保について

各回における委員からの主な意見（参考資料1）としては、「地方公共団体の中では、社会福祉事業のみ実施すれば良いという考えがある」、「社会福祉法人の利益は、積極的に地域に還元すべき」、「役員等の損害賠償責任など明確にすべき」、「一定規模以上の法人は専門家による外部監査の導入が必要」、「法人規模が拡大することにより、牽制機能が働く」等の意見がなされたところであり、これらの意見を踏まえ、論点整理を行っていくこととしている。

厚生労働省としては、検討会を通じて、社会福祉法人が自らの意思により、制度の狭間にある者に対する支援や社会的な必要性が高いものの参入主体が少ない事業など、地域に発生している福祉ニーズに適応し積極的に対応する方策等について検討することとしており、各都道府県等におかれても、本検討会での経過を十分に注視いただくとともに、所管法人に対する適切な助言・指導等をお願いしたい。

なお、これまでの検討会における詳細な検討経過（資料及び議事録）については、以下を参照願いたい。

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html>

ウ 規制改革会議での議論について

規制改革会議においては、最優先案件の1つとして、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフティングの確立」が挙げられ、委員の意見、厚生労働省や事業者団体からのヒアリング等を踏まえて、昨年12月に「事業者のガバナンス」及び「経営主体間のイコールフティングの確立」の2つの観点から論点整理が行われたところである。厚生労働省としては、本年2月に論点整理に対する見解を本会議に示したところである（参考資料2）。

本会議では、引き続き、議論を行うこととされており、各都道府県等におかれては、検討会の状況と併せて本会議の議論の動向も注視いただきたい。

○内閣府（規制改革会議）ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/meeting.html>

（２）社会福祉法人運営の透明性の確保について

ア 平成 24 年度の財務諸表の公表状況について

社会福祉法人運営の透明性の確保に関しては、これまでも、福祉サービスの利用を希望する者や利害関係人に対して、財務諸表等を公開することとしてきたところであるが、昨年 5 月の規制改革会議においては、社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開するよう、見解が示されたところである。

これを踏まえ、厚生労働省としては、昨年 5 月に各都道府県等の所轄庁に対して、所管する社会福祉法人が平成 24 年度の財務諸表をホームページ等で公表するよう指導を行うとともに、所轄庁のホームページにおいても、所管する社会福祉法人の財務諸表を公表するよう要請したところである（「社会福祉法人の運営に関する情報開示について（平成 25 年 5 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知）」）。

しかしながら、当該通知を踏まえた社会福祉法人及び所轄庁の取組状況をみると、全国約 1 万 9 千法人のうち、約 4 割の法人がホームページが存在するにもかかわらず、財務諸表を公表していないこと、また所轄庁においてもホームページでの公表が約 1 割にとどまるという結果（参考資料 3）となっており、厚生労働省としてもこのことを重大に受け止め、平成 25 年度以降の財務諸表については、（２）イのとおり公表を義務化することとしたものである。各都道府県等におかれては、現在の公表状況も踏まえつつ、公表に向け社会福祉法人への強力な指導をお願いしたい。

イ 平成 25 年度以降の財務諸表の公表の義務化について

前述の規制改革実施計画においては、平成 24 年度の財務諸表の公表状況の調査のほかに、全ての社会福祉法人が平成 25 年度以降の財務諸表の公表を行い、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、平成 25 年中に結論を得て、

平成 26 年度当初から措置することとされていた。

社会福祉法人は、公益性の高い法人であり社会的な責任が大きいことを鑑みれば、国民に対して経営状態を積極的に公表し透明性を確保することにより、国民から法人に対する理解を得る努力を行うことは法人の責務であることから、昨年 11 月に開催された第 3 回検討会において議論を行った上で、平成 25 年度以降の財務諸表について、インターネット上での公表の実施について義務化することを決定したところである。各都道府県等におかれては、趣旨をご理解いただき、所管する法人の財務諸表の公表に向けて、強力な指導をお願いしたい。

その一方で、ホームページが存在しない法人や未公表の法人も想定されることから、当該法人の財務諸表を所轄庁のホームページで公表することにより対応することとしている。各都道府県等の所轄庁におかれては、この点についてもご協力をお願いしたい。

ウ 社会福祉法人審査基準等の改正について

これまで、社会福祉法第 59 条に基づき所轄庁に現況報告書を提出することとしているが、今般、①法人の財務諸表の電子データ化による公表の実施、②所轄庁のホームページで財務諸表を公表する際の利便性の向上、③法人の運営及び財務状況の集計・分析が可能となるよう、来年度より現況報告書及び付属書類である財務諸表について、電子データで提出を求めることとしている。

また、(1)ウのとおり、規制改革会議の論点整理において、社会福祉法人の財務諸表の公表に当たって、標準的な様式を提示することにより補助金の収入状況等を明確にすることとされており、厚生労働省としても、国民に対して経営の透明性を示すことが必要と考えることから、財務諸表の公表に当たっての標準的な様式を作成することとしている。

こうした取組の実施に当たり、「社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知）」別紙 1 社会福祉法人審査基準及び別記第 1 様式第 5 社会福祉法人現況報告書様式例等の改正に向け調整中であり、今後、パブリックコメントなどの手続を経た上で速やかに改正通知を発出することとしている。なお、改正案につい

ては、別途各都道府県等あてに情報提供させていただく予定としていることから、ご了承ください。

(3) 社会福祉法人関連予算について

ア 社会福祉法人の運営及び財務状況の把握について

社会福祉法人制度の見直しに当たっては、全国に約2万存在する社会福祉法人の運営及び財務状況の現状把握・分析が必要不可欠である。しかしながら、現在、社会福祉施設に特化したデータは存在するものの、厚生労働省として法人を単位とした運営基盤に関するデータを把握できていない状況にある。

このため、平成26年度予算案においては、見直し検討のための基礎データとして使用するため、全国の社会福祉法人を対象として、法人運営や財務状況等について、専門的知見を活用しながら集計・分析を行うために必要な委託費を計上したところである。集計・分析の実施に当たっては、所管する社会福祉法人の財務諸表のデータの提供などについて、各都道府県等の御協力をお願いしたい。

イ 福祉医療機構による社会福祉法人に対する経営支援について

独立行政法人福祉医療機構においては、社会福祉法人が地域の中でその役割を果たし、安定した経営が行われるよう、福祉貸付事業を通じて得たデータを活用した経営支援事業の実施など、これまでも社会福祉法人の経営支援に取り組んできたところである。

平成26年度予算案においては、社会福祉法人に対する期待や「日本再興戦略」において、法人規模拡大の推進等、経営を高度化するための仕組みの構築等を実施するよう求められていること等を踏まえ、合併等による経営規模の拡大や経営不振状態の法人の経営安定化を支援するため、福祉貸付事業において、下記の融資を新たに行うとともに、積極的な経営支援に取り組むこととしている。

- ・法人間の合併等経営規模拡大に必要な経営資金融資の実施
- ・経営不振状態の法人に対し、経営支援と併せて行う経営資金融資の実施

(4) 社会福祉法人の認可等に係る権限移譲について

政府においては、個性を活かし自立した地方をつくるために地方分権改革を推進し

ており、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、
「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成
25 年 9 月 13 日地方分権改革推進本部決定）、「大都市制度の改革及び基礎自治体の
行政サービス提供体制に関する答申」（平成 25 年 6 月 25 日地方制度調査会答申）を
踏まえた「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20
日閣議決定）において、社会福祉法人の認可等に関する権限について、

- ・ 2 以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限が地方厚生局か
ら都道府県に移譲
- ・ 主たる事務所が指定都市の区域内にあり、従たる事務所が都道府県の区域内にあ
る法人に関する認可等の権限が都道府県から指定都市に移譲

することとされたところであり、今国会に提出される予定の関係法律の整備に関する
法律案とは別に、今後、必要な法整備を行う予定としているので、ご了知願いたい。

(5) 税額控除制度の周知について

平成 23 年 6 月の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正により、個人が一
定の要件を満たした社会福祉法人、特定非営利活動法人等へ寄附金を支出した場合、
寄附者が所得控除制度か税額控除制度かのいずれかを選択することができるようにな
っている。

税額控除制度は、個人による小口寄附を促進する効果があるものであり、新たな寄
附者が増えることなどが期待されており、この制度利用のためには、社会福祉法人が
申請し、一定の要件を満たしていることの所轄庁からの証明を受けることが必要とな
っている。

社会福祉法人については、他法人と比較して税額控除制度の利用状況が低調である
ことから、各都道府県等におかれては、所管法人に対して制度活用を積極的に周知い
ただくようお願いしたい。また、ホームページ等を活用し、住民等への広報について
も併せてお願いしたい。

2 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題

近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて有効求人倍率が急上昇し、その後はリーマンショックの影響等により低下した。しかし、平成 22 年夏以降、再上昇傾向にあり、介護人材の不足感が再び高まってきている。

平成 18 年度	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 25 年 12 月
1.74 倍	2.20 倍	1.38 倍	2.26 倍

そのような中、平成 24 年度の介護職員は約 149 万人と推計されているが、団塊の世代がすべて 75 歳以上になる平成 37 年には約 237～249 万人の介護職員が必要と推計されており、現在の 149 万人から毎年 6.8～7.7 万人の人材を確保していく必要がある。

こうした介護人材を持続的に確保していくためには、①福祉人材センターやハローワークによるきめ細かいマッチングの強化、介護のイメージアップ等による「参入促進」、②キャリアパスの確立や事業主のキャリアアップ支援による「資質の向上」、③介護職員の処遇改善や労働条件などの「環境改善」、などを一体的に行っていくことが重要である。

(2) 福祉・介護人材確保対策の促進

ア 福祉・介護人材確保緊急支援事業の延長と積増しによる取組の推進

福祉・介護人材確保対策については、平成 24 年度予備費を活用し、「福祉・介護人材確保緊急支援事業」を創設し、全国の介護等人材の確保を支援してきているところである。

しかしながら、介護分野の有効求人倍率は産業計と比較して依然として高い傾向となっていることや、前述のとおり、平成 37 年には約 237～249 万人の介護職員が必要となる見込みであることから、引き続き、福祉・介護人材確保対策を実施する必要がある。

この「福祉・介護人材確保緊急支援事業」については、緊急雇用創出事業臨時特

例交付金に基づく基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）として各都道府県において実施されているところであるが、平成 26 年度についても事業実施が可能となるよう、平成 25 年度補正予算において当該基金事業の実施期間の延長と所要額の積増しを計上したところである。（詳細は、参考資料 4 を参照）

この事業は、地域の実情に応じて取組を進めるため、柔軟な運用を図っているところであり、各都道府県におかれては、当該基金を積極的に活用し福祉人材センター等の関係団体と連携を図り、管内の福祉・介護人材の確保がより一層進むよう取組をお願いしたい。

特に、当該基金の活用に当たり、介護業界のイメージアップや学童期からの介護についての理解促進、介護職員の専門性に対する社会的認知度のアップや社会的評価の向上の促進、多様な人材が就労できるような裾野を広げる取組などを進めていくとともに、事業者の意識改革や自主的取組の支援、法人の枠を超えた人材確保・人事交流、研修の実施の推進なども人材確保を進めていくうえで重要になると考えている。

さらに、平成 25 年 9 月 4 日開催の社会保障審議会介護保険部会でもご紹介したように、京都府、広島県、埼玉県、静岡県、高知県では、地域での関係者との共同体制を構築し、積極的な取組を進め、その効果が出つつある。これらの事例の成果も参考にしつつ、多くの地域で、事業者団体等との緊密な連携の下、創意工夫を凝らした主体的な取組をお願いしたい。（詳細は、参考資料 5 を参照）

【福祉・介護人材確保緊急支援事業における事業メニュー例】

1. 福祉・介護人材の参入促進
2. 潜在的有資格者等の再就業促進
3. 福祉・介護人材マッチング機能強化
4. 介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保 等

また、平成 25 年度補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例基金を積増し、「地域人づくり事業」の創設が盛り込まれ、職業安定局より各都道府県地域雇用対策担当部（局）長あてに当該事業の実施にかかる通知がされている。

この「地域人づくり事業」については、雇用拡大プロセス（失業者（無業者）の就職に向けた支援）、処遇改善プロセス（在職者に対する処遇改善に向けた支援）

を事業内容としており、介護の分野においても、介護事業所や事業者団体等において、雇用拡大のための実習受入、雇用管理改善のための研修、正社員化に向けたコンサルティングなどに活用できるものであることから、緊急雇用創出基金担当部局と連携し、当該基金を積極的に活用されたい。（詳細は、参考資料 6、7 を参照）

イ 都道府県における介護人材の需給推計等の実施

(ア) 介護人材の需給推計を行う理由

中長期的な介護人材の確保には、必要となる介護人材の需給推計を行うことが重要であり、各都道府県が地域の実情に応じた具体的な施策を講じるには、都道府県単位の推計が必要不可欠である。特に、介護人材確保対策に取り組んでいくうえで、その前提となる介護人材の今後の需要と供給の推計を行い、需給ギャップを認識することはもとより、そのギャップを埋めていくことを目標として、更なる取組を進めていくことが重要となる。また、都道府県は、平成 26 年度に第 6 期介護保険事業支援計画（平成 27 年度～29 年度）を策定することから、この時期に合わせて介護サービスの見込み量だけでなく、介護人材の需給推計を併せて行い、介護人材確保対策を講じる必要性が極めて高い。

このため、都道府県別に介護人材の需要及び供給を予測するための「介護人材需給推計ワークシート」を、民間のシンクタンクの協力も得て作成しているところであり、本年 4 月以降にワークシートを各都道府県に提供し、介護人材需給推計の実施をお願いする予定である。

(イ) 具体的な推計の内容

このワークシートでの需給推計対象年は 2017 年（平成 29 年）、2020 年（平成 32 年）、2025 年（平成 37 年）とすることとしている。作業の大まかなスケジュールとしては、国において平成 26 年秋を目途に、介護人材需給推計の中間結果を集約する予定であるため、各都道府県におかれては、当該ワークシートの配布後、管内市町村の第 6 期介護保険事業計画でのサービス見込量を踏まえた需給推計を行い、その結果を提出いただきたい。その後、平成 27 年 3 月以降には、介護人材需給推計の最終結果を集約する予定であり、各都道府県から最終的な需給推計を提出いただきたいと考えているため、ご協力をお願いしたい。

各都道府県におかれては、把握した介護人材の需給状況も踏まえつつ、介護保険関係部局や雇用政策関係部局、関係団体、学校関係者等とも連携の上、管内における労働者の就業状況や、新卒者の福祉・介護分野への就職状況の把握などに配慮するとともに、介護サービスの提供に当たって必要となる従事者の確保に向けた取組を進めていただくようお願いしたい。

(ウ) 関連する指針や計画について

介護人材の確保についての取組に当たっては、「福祉人材確保指針」、介護保険事業支援計画の基となる国の基本指針、「介護雇用管理改善等計画」が密接に連携していくことが重要であり、国においてはこの点に留意して関係部局と連携しながら必要な見直しを進めていくことを検討している。

なお、「福祉人材確保指針」については、介護保険事業支援計画に関する国の基本指針案が6月下旬～7月頃に示される予定であるので、その対応に合わせて当該指針の見直しを進めていきたいと考えているので、ご了解願いたい。

ウ 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成24年度予備費において、引き続き本事業の実施に必要な貸付原資を確保するとともに、生活保護受給世帯の者が高等学校卒業後などに介護福祉士養成施設等に就学する場合に、通常の貸付内容（就学費用、入学準備金、就職準備金）に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を上乗せして貸与することとする貸付内容の拡充（生活費加算）を行ったところである。

各都道府県におかれては、引き続き、修学資金事業所管課と生活保護所管課が連携して本事業を活用することにより、家庭の経済状況等により進学に悩む子どもに対する支援が図られるよう取組をお願いしたい。

また、生活費加算の加算額は、生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額を準用しているところであるが、平成25年8月の生活扶助基準の見直しに伴う他制度の影響については、できる限りその影響が及ばないよう、政府全体として対応していくことから、生活費加算の加算額について、所要の見直しを行う予定であるので、

ご了承ください。 (詳細は、参考資料 8 を参照)

エ 被災地における福祉・介護人材の確保

平成 23 年 3 月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県及び福島県においては、有効求人倍率が平成 23 年 6 月以降上昇し、平成 25 年についても全国計と比較して高い傾向となっている。(詳細は、参考資料 9 を参照)

被災した高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、また、介護施設等が良質なサービスを提供できるようにするためには、福祉・介護人材の確保がますます重要となっており、被災 3 県の福祉人材センターにおいても、就職フェアや出張相談の実施等、人材確保に取り組んでいるところである。(詳細は、参考資料 10 を参照)

各都道府県におかれては、管内の福祉人材センター等に対し、「福祉人材情報システム」(福祉のお仕事)の情報を活用するなどにより、窓口に来られる求職者に対し被災地の求人情報を積極的に提供するよう、依頼願いたい。

また、原発事故による放射線被害等の影響で避難を余儀なくされ、そのため介護人材も流出し、その確保が特に深刻な状況となっている福島県相双地域等における福祉・介護人材の安定的な確保及び定着促進を図る施策として、平成 26 年度予算案(東日本大震災復興特別会計)において新たに「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し 1.9 億円を計上したところである。

具体的には、福島県相双地域等への就労希望者を対象に、①介護職員初任者研修等の受講料の実費(15 万円を上限)及び②就職準備金として 30 万円を奨学金として貸与し、相双地域等の介護施設における介護業務に 2 年間従事した場合に、貸与した奨学金を免除(就職準備金は 1 年間で免除)するものである。併せて、現地の民間賃貸住宅等の空き情報の把握や情報提供等により、従事する際に必要となる住宅確保を支援することとしている。(詳細は参考資料 11 を参照)

当該事業は、福島県福祉人材センターが実施主体となって、福島県相双地域等の介護施設における就労希望者を全国から募集するものであり、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、福島県及び福島県福祉人材センターの取組にご協力願いたい。

なお、介護人材確保の応急的な措置として、平成 24 年 6 月から「福島県相双地

域等への介護職員等の応援事業」を実施してきているが、同地域においては引き続き介護職員等の人材不足への対策が必要な状況になっているところであり、平成 26 年 1 月 17 日付の事務連絡でお知らせしているとおり、この応援事業を平成 27 年 3 月末まで延長することとしている。引き続き福島県相双地域等の施設に対する介護職員等の応援について、管内市町村、事業者等へ周知していただくなどご協力をお願いしたい。

(参考)

・「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業の期間延長について」(平成 26 年 1 月 17 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課、老健局高齢者支援課事務連絡)

オ 福祉人材センターにおける人材確保対策

(ア) 都道府県福祉人材センターにおける取組

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、福祉・介護人材の就業援助(無料職業紹介事業)や求人事業所と求職者双方のニーズを的確に把握し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図るべく、福祉・介護人材マッチング機能強化等、福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。(詳細は、参考資料 12 を参照)

前述のとおり、「福祉・介護人材確保緊急支援事業」については、引き続き実施することとしているので、各都道府県におかれては、当該事業の積極的な活用により管内の福祉・介護人材の確保が一層進むよう取組をお願いしたい。

(イ) ハローワーク及び介護労働安定センターとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であるため、各都道府県におかれては、両組織と調整いただき、求人側・求職者側双方の立場に立ったきめ細かな対応による適切なマッチングの実施に向けて、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。(詳細は、参考資料 13 を参照)

また、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後

の職場定着を図るためには重要であるので、各都道府県におかれては、より一層連携が図られよう、配慮をお願いしたい。

カ 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成20年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

平成25年度も、各都道府県等において地域の実情に応じた様々な啓発活動を実施いただいていると認識している。25年度の各都道府県等の取組については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、参照されたい。

各都道府県におかれては、平成26年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

(3) 社会福祉士及び介護福祉士法の改正等について

ア 介護福祉士の資格取得方法の見直し等について

介護福祉士の資格取得方法については、平成19年並びに23年の改正社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、平成27年度（平成28年1月）の国家試験から、3年間の実務経験を経て国家試験を受験する者に実務者研修修了を義務づけるとともに、介護福祉士養成施設の卒業生に国家試験の受験を義務づけることとしていたところであるが、当該改正法の施行を平成28年4月に1年間延期する法案を本国会で審議いただいているので、ご了知願いたい。（詳細は、参考資料14を参照）

これは、介護人材確保については、介護需要の増加に加え、経済情勢の好転に伴い他業種への人材流出や競合が懸念されるなど、一層厳しさを増しており、現在の社会情勢等に照らし、幅広い方面から介護人材を確保するための方策を講じる必要

があることから、1年間の検討期間を設けることに伴うものである。

また、併せて、平成27年4月1日からの施行となっている介護福祉士が行う介護（士士法第2条第2項）に「喀痰吸引等」を加える規定等について1年延期するとともに、平成27年度の介護福祉士国家試験の出題範囲に「医療的ケアの領域」を加えない予定としたところである。

各都道府県におかれても、この旨ご了解いただくとともに、有効な介護人材確保対策を講じるためご協力をお願いしたい。

イ 介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法について

介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法については、実務経験（見込）証明書（以下「実務経験証明書」）により行うものとされているところである。実務経験証明書は、証明権限を有する代表者（理事長、施設長等）が作成することとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、実務経験証明書を入手することができない事例が発生しているところである。

このような事例については、介護福祉士国家試験の指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターでは、従前より、受験申込者から①施設・事業所の種類、②職種、③従業期間、④業務従事日数が確認できる書類（閉鎖登録簿謄本、給与明細書、雇用契約書、勤務表等）により、実務経験の確認を行っているところである。

このため、

- ① 退職した介護職員から希望があった場合は、在職時の実務経験証明書を交付するなどの配慮をいただきたいこと
 - ② 事業所の廃止等により実務経験証明書を入手できない場合にも、自ら保管していた在職時の給与明細書等により実務経験を証明ができる場合があることを機会をとらえて職員に対して知らしめていただきたいこと
- について、管内社会福祉施設・事業所等に対して、あらためて周知をお願いしたい。

(4) 介護福祉士養成施設等の指定監督等にかかる権限移譲について

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決

定)において、現在、地方厚生局において実施している介護福祉士に係る養成施設の指定等の権限を、都道府県に移譲することとされており、所要の一括法案等を平成26年通常国会に提出することとされているので、ご承知おきいただきたい。

なお、この権限移譲に係る法施行は平成27年4月1日を予定しているが、養成施設指定等業務マニュアルを整備の上お示しするなど、移譲が円滑に行われるよう最大限の配慮をするので、都道府県におかれても移譲に向けた準備を進めていただくようお願いしたい。

(5) 喀痰吸引等制度の円滑な実施について

平成24年4月より実施されている介護職員等による喀痰吸引等の実施については、引き続き適切かつ安全な体制の中で実施されるよう、喀痰吸引等研修の実施、喀痰吸引等を行う事業所や登録研修機関の登録及び管理等について徹底されたい。

特に、喀痰吸引等研修の受講を希望する方や、介護福祉士養成施設において医療的ケア(実地研修を除く)の科目を履修した方等に対する研修機会の確保のため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」のメニュー事業である「都道府県喀痰吸引等研修事業」の活用等により、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図るよう引き続きのご尽力をお願いしたい。

なお、平成25年度における各都道府県の喀痰吸引等研修(第1・2号研修)の実施状況の調査について、各都道府県の協力の下実施させていただいたところであるが、調査結果については、現在集計中であり、今後、厚生労働省のホームページでお示しする予定である。

また、平成25年度において、制度施行後の状況について実態把握を行う観点から実施された下記の調査研究の結果についても、厚生労働省のホームページでお示しする予定であるので、適宜活用されたい。

※ 平成25年度における調査研究等

- 『介護職員等喀痰吸引等制度の安全管理体制等の運用状況に関する調査研究事業』(H25'厚生労働省老人保健健康増進等事業:(株)三菱総合研究所)
- 『介護職員等喀痰吸引等制度の訪問看護における連携方策に関する調査研究

事業』 (H25' 厚生労働省社会福祉推進事業：(社) 全国訪問看護事業協会)

(6) 福利厚生センターによる福利厚生事業

福利厚生センター(ソウェルクラブ)は、福利厚生サービスに関する事業を適切かつ確実に行うことができるものとして、社会福祉法に基づく厚生労働大臣指定を受けている社会福祉法人で、福祉人材確保対策の一環としての福利厚生事業推進の役割を担っている。

現在、1万1千か所を超える社会福祉施設・事業所に勤務する23万人の方々へ、健康支援、余暇支援、生活支援といった分野ごとに、同センターならではの多種多様な福利厚生サービスが提供されている。

また、都道府県事務局(業務委託契約を交わしている県社協等)によって、各地域の実情に即した福利厚生サービスが提供されるとともに、平成24年10月に導入された「ソウェルクラブ“クラブオフ”」事業によって、数多くの優待割引サービスも提供されている。

さらに、同センターは、福祉の事業運営において今や欠かせない存在となっている非常勤職員の福利厚生充実の見地から、当該職員を対象とした掛金5,000円のサービスコースを創設し、平成26年4月から正式契約による運用を開始することとしているので、ご了知を願いたい。

福利厚生の充実は、従事者の心身の健康の保持増進や職場の良好な雰囲気づくりなどに効果をもたらし、定着性の維持・向上、勤労モラルの維持・向上等にも寄与するものといわれている。

今後とも、同センターが積極的に活用され、社会福祉事業従事者の福利厚生の一層の充実が図られるよう、特段のご配慮をお願いしたい。(詳細は、参考資料15を参照)

(7) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部(2学科)、大学院(博士前期・後期課程)、専門職大学院(福祉マネジメント研究科)及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 専門職大学院

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成するため、平成 26 年度から、新たに「地方公共団体推薦入学試験」を設置することとしたので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。
(詳細は、参考資料 16 別添パンフレットを参照)

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科 (アドバンスソーシャルワークコース、福祉ビジネスマネジメントコース)

平成 26 年度及び 27 年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。
その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。(TEL: 042-496-3000)

平成 26 年度入学試験 (但し、課長会議以降の分のみ掲載)

(1) 地方公共団体推薦入学試験 (新規)

入学試験日		出願期間
V期	平成 26 年 3 月 23 日 (日)	平成 26 年 3 月 3 日(月)～ 3 月 14 日(金)

(2) 一般、推薦、指定法人推薦入学試験

入学試験日		出願期間
V期	平成 26 年 3 月 23 日 (日)	平成 26 年 3 月 3 日(月)～ 3 月 13 日(木)

平成 27 年度入学試験

(1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日		出願期間
Ⅲ期	平成 27 年 1 月 25 日 (日)	平成 26 年 12 月 15 日(月)～ 1 月 6 日(火)

Ⅳ期	平成 27 年 3 月 7 日 (土)	平成 27 年 1 月 19 日(月)～ 2 月 18 日(水)
Ⅴ期	平成 27 年 3 月 22 日 (日)	平成 27 年 3 月 2 日(月)～ 3 月 13 日(金)

※平成 27 年 3 月 22 日は、地方公共団体推薦入試のみ実施

(2)一般、推薦、指定法人推薦入学試験

入学試験日		出願期間
Ⅰ期	平成 26 年 10 月 26 日 (日)	平成 26 年 9 月 19 日(金)～10 月 9 日(木)
Ⅱ期	平成 26 年 12 月 7 日 (日)	平成 26 年 11 月 4 日(火)～11 月 20 日(木)
Ⅲ期	平成 27 年 1 月 25 日 (日)	平成 26 年 12 月 15 日(月)～ 1 月 6 日(火)
Ⅳ期	平成 27 年 3 月 7 日 (土)	平成 27 年 1 月 19 日(月)～ 2 月 18 日(水)

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

（詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」を参照願いたい。<http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>）

(8) 社会福祉事業従事者に対する研修等

平成 26 年度において、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修及び通信教育課程を「全国社会福祉協議会中央福祉学院」及び「国立保健医療科学院」において実施することとしている。

ア 全国社会福祉協議会中央福祉学院

全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）においては、社会福祉主事及び社会福祉施設長等の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者等を対象とする研修を実施する予定であるため、各都道府県におかれては、管内の市町村及び関係団体への周知をお願いしたい。（詳細は、参考資料 17 を参照）

イ 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行う予定であるため、各都道府県におかれては、職員の受講について検討するとともに、管内の市町村への周知をお願いしたい。（詳細は、参考資料 18 を参照）

3 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（E P A）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

インドネシア人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指す就労コースが設けられている。

	受け入れた候補者数
平成20年度	104名
平成21年度	189名
平成22年度	77名
平成23年度	58名
平成24年度	72名
平成25年度	108名

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、上記の就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

	受け入れた候補者数	
	就労コース	就学コース
平成21年度	190名	27名
平成22年度	72名	10名
平成23年度	61名	募集なし
平成24年度	73名	募集なし
平成25年度	87名	募集なし

(2) 平成 26 年度の受入れ

平成 26 年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で 300 人の候補者を受け入れることとしており、受入調整機関である（公社）国際厚生事業団において、日本側の受入れ施設の募集、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入れ施設と候補者とのマッチングを行ったところである。今後は、母国での日本語研修を経て、平成 26 年 6 月頃、入国手続を行い、その後、訪日後日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する学習支援策（平成 26 年度予算案）

EPA 介護福祉士候補者が初めて国家試験を受験した平成 23 年度には 36 名（インドネシア 35 名、フィリピン 1 名）が、平成 24 年度には 128 名（インドネシア 86 名、フィリピン 42 名）が合格した。

また、平成 25 年度は、インドネシア人介護福祉士候補者 107 名、フィリピン人介護福祉士候補者 108 名が国家試験（平成 26 年 1 月 26 日実施）を受験した。（詳細は、参考資料 19 を参照）

社会・援護局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、様々な支援を行っているところである。

また、平成 26 年度予算案においては、外国人看護師・介護福祉士受入支援事業において、平成 26 年度より新たにベトナムからの候補者受入れのための経費を確保したところである。その他介護福祉士候補者の学習支援にかかる事業の概要は以下のとおりである。

ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

①受入れ施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境の整備の費用及び②受入れ施設の研修担当者の活動に対する費用（手当）について補助する。

補助率 定額（10/10）

①候補者1人あたり年間 23.5万円以内

②1受入施設あたり年間 8.0万円以内

※ 対象となる学習経費等の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加、学習支援に必要な備品購入及び受入施設の研修担当者の活動に対する支援（手当）等

イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）を実施する。

(4) ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて

平成24年4月に「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換」が完了し、ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れに関する基本的枠組みについて、ベトナム政府と合意に至っている。合意された交換公文に基づき、候補者の受入れに関しては、次のような基本的枠組みについて両国間で一致している。

- ・ ベトナムにおける3年制又は4年制の看護の課程を修了し、かつ、ベトナム国内において日本語研修を受け、日本語能力試験N3に合格した介護福祉士候補者が、
- ・ 就労コース（雇用契約に基づき日本の受入れ施設で研修・就労するため、最大4年間の滞在を認め、滞在期間中の国家試験の合格を目指す）により入国することが予定されている。

第1陣の介護福祉士候補者は、現在、ベトナム国内で日本語研修を受講中であり、平成26年6月頃の訪日を予定している。

4 社会福祉施設の防災対策について

(1) 社会福祉施設等の耐震化等整備の推進について

ア 社会福祉施設の耐震化等整備については、平成25年度補正予算において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）の対象施設の耐震化、高台移転、スプリンクラー整備等（以下「入所施設の耐震化整備等」という。）に必要な予算を以下の補助金・交付金に計上したところである。

- ・ 社会福祉施設等施設整備費補助金 補正予算 148億円の内数
- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金 補正予算 6億円

また、基金残を有する都道府県については、事業の実施期限を平成26年度末まで延長し、引き続き基金残を活用して入所施設の耐震化整備等を実施することを可能としたところである。（参考資料20）

※ 上記補助金・交付金における「入所施設の耐震化整備等」についても、基金の補助単価や融資の優遇措置は継続。

※ 基金のスプリンクラー整備の補助について、延べ面積1,000㎡未満の施設で消火ポンプや水槽等の設置が必要な場合の加算（事業費ベース300万円）を創設。（上記、補助金・交付金についても同様に創設。）

併せて、独立行政法人福祉医療機構への政府出資金（補正予算4.6億円）を計上し、耐震化や高台移転、スプリンクラー等整備の優遇融資を引き続き実施することとしたところである。

（参考）独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設（入所）
融資率	（通常）70～80% → （耐震化・スプリンクラー等）90% （高台移転）95%
利率優遇	（耐震化・スプリンクラー等）通常利率 △0.5%（当初5年間） （高台移転）無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

社会福祉施設の耐震化状況については、平成25年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成24年4月時点の耐震化率は84.3%（13.9万棟／16.5万棟）であり、前回の平成22年4月時点から3ポイント向上したところであるが、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、残りの未耐震施設について耐震化整備を進めていくことが必要である。

特に、本基金対象施設については、自力避難が困難な障害者や児童の入所施設で

あり、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

また、津波による被害が想定される施設の高台移転整備や、自力避難が困難な高齢者や障害者等が入所する小規模施設等へのスプリンクラーの設置についても、併せて推進していく必要がある。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、対象施設に対し、これらの補助制度や融資制度の情報提供や耐震化整備に向けた助言を行うなど、防災対策の推進について必要な支援をお願いします。

なお、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省1／3、地方公共団体1／3、民間事業者1／3）があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いします。

また、社会福祉施設等については、地域の防災拠点として、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、震災時等においては緊急避難的な措置として必要な要援護者の受入れを積極的に行っていただくよう、管内事業者に対して周知徹底をお願いします。

イ 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の施行

平成25年臨時国会において「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により成立し、平成25年11月29日に公布、同年12月27日に施行されたところである。

社会福祉施設の高台移転整備については、これまでも、平成24年度補正予算における社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金への障害者や児童等の入所施設の高台移転整備のメニュー化や、独立行政法人福祉医療機構による入所施設の高台移転整備の優遇融資の創設などにより対応してきたところである。

同法の施行を踏まえ、平成26年度予算案において、同法に基づき関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる社会福祉施設の高台移転整備については、通所施設等についても国庫補助単価の引上げや独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率95%に引上げ、二重ローン対策）を実施する予定である。

（参考資料21）

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、同法の円滑な施行を図るため、管内市町村や事業者等に対し、同法や助成制度の周知及び必要な助言等をお願いします。

ウ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行

平成25年通常国会において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成25年5月29日に公布、同年11月25日に施行されたところ

ろである。

今回の改正により、社会福祉施設については、階数2以上かつ5,000㎡以上（保育所は階数2以上かつ1,500㎡以上）の耐震不明建築物（※）に対する耐震診断の実施及び結果の報告（平成27年末まで）が義務化されるとともに、耐震診断が義務化された建築物については、国土交通省が所管する耐震診断費用等に対する助成制度の拡充がなされたところである。

※ 耐震不明建築物

原則として、昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物（同年6月1日以降に増築等の工事を行い、建築基準法の検査済証の交付を受けたものを除く。）

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内市町村や事業者等に対し、同法や助成制度の周知及び必要な助言等をお願いする。

○耐震対策緊急促進事業実施支援室HP（耐震対策緊急促進事業について）

<http://www.taishin-shien.jp/index.html>

（2）社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日付け社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところである。

各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制を強化し、土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、当該施設に対し、消防機関、市町村、地域住民等と日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況の情報共有や避難時や避難後の円滑な支援を行うための協力体制を確立するなど土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言・指導をお願いする。

併せて、土砂災害警戒区域における社会福祉施設等の新設計画に対しては、砂防部局や市町村と連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、利用者の安全確保の観点から計画の検討を促すなど、適切な対応をお願いする。

（3）災害福祉広域支援ネットワークについて

被害が甚大であった東日本大震災においては、被災地における要援護者（高齢者、障害児・者、妊婦、乳幼児等災害時に支援が必要な者）を支援する福祉人材の確保が困難となり、被災地域外からの広域的な支援を必要としたが、支援の仕組み、受入れの仕組みが事前に十分構築されておらず、効果的に進まなかったことが大きな教訓となったところである。

そのため、福祉分野においても、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みをできるだけ早期に構築し、大規模災害に備える必要がある。

平成24年度及び25年度においては、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業（民間法人に対する助成）により、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進しているところである。

現在、この助成事業により、15都府県においてネットワークの構築が進められているが、まだ多くの自治体では未構築の状況にあることや自治体によっては自らが事務局となって取り組む場合もあることを踏まえ、平成26年度予算案においては、セーフティネット支援対策等事業費補助金へ組み替えたところである。未構築の自治体におかれては、災害福祉広域支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただくとともに、管内市町村や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人をはじめとする民間福祉事業者等との連携に努めることにより、早期に都道府県単位のネットワーク構築が図られるよう、検討の着手をお願いしたい。

災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業（案）

- セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助（1／2相当）
- 事業内容：
 - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
 - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
 - ③ ネットワークの普及・啓発
 - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練
 - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり

また、国においても災害福祉広域支援ネットワークの全国展開に向けて、

- ① 中央レベルの災害福祉広域支援のための情報共有や各都道府県における活動支援を行う組織として、厚生労働省や全国社会福祉協議会をはじめとする福祉関係中央団体による「中央連絡会（仮称）」の設置に向けた関係団体との協議
- ② すでに先行して実施している都道府県ネットワーク本部事務局及び都道府県との情報交換会を開催するなど、取り組み状況や課題、効果等の情報交換の実施

＊第1回情報交換会（平成25年11月21日）

参加県（青森県、岩手県、宮城県、東京都、新潟県、石川県、京都府、熊本県）

＊第2回情報交換会（平成26年2月18日）

参加県（第1回参加県＋秋田県、山形県、福島県、群馬県、富山県、愛知県、三重県、島根県）

- ③ 災害福祉広域支援ネットワークが、より機動的かつ円滑に機能することが可能となるよう、上記②の情報交換会と連携しながら、先進事例の調査や具体的な支援のためのツールの開発等のための調査研究の実施（社会福祉推進事業による調査研究 実施主体：株式会社富士通総研）

等に取り組んでいるところである。今後、災害福祉広域支援ネットワークづくりのために必要な情報を積極的に提供していくので、活用していただきたい。

（参照）

「大規模災害時における広域的な福祉・介護分野の人材派遣のための体制づくり・広域的な福祉支援ネットワークの構築について（協力依頼）」（各都道府県民生主管部（局）長宛 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発1008第1号 平成25年10月8日付）

（4）被災地における共生型福祉施設の設置について

被災地における共生型福祉施設整備については、平成24年度補正予算において社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の助成対象に追加したところであるが、今般、本基金の事業の実施期限を平成26年度まで延長するとともに、基金残が不足する場合の対応として、社会福祉施設等施設整備費補助金のメニューに追加することとしている。

岩手県、宮城県及び福島県におかれては、引き続き、共生型福祉施設の設置推進について、高齢者・障害児者・児童関係部局や管内市町村と連携の下、事業者への必要な助言等特段のご配慮をお願いする。

（5）社会福祉施設における業務の継続について

災害時において、社会福祉施設がその機能を継続することは非常に重要である。そのため、民生部局においては、関係機関との十分な連携及び地域防災計画等に基づく防災訓練に管内の社会福祉施設を参加させる等、平時からの体制整備に努めるほか、管内市町村等を通じて災害時においても施設機能が継続できるよう、事前に施設における飲料水や食料をはじめとした物資の備蓄及び反射式ストーブ等の冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの在庫の確認や、災害発生時における具体的な対応方法についての職員や利用者への周知・徹底などの対応により万全を期すようお願いしたい。

ア 地震防災応急計画の見直しについて

社会福祉施設に対する防災対策として、従前より平常時の備蓄や訓練等の体制構築、発生時における情報収集・提供や救護等の具体的な対応策について計画を策定することとしているところである。昨今の災害の状況を鑑み、各都道府県等におかれては、改めて社会福祉施設に対して地震防災応急計画の策定状況の確認や見直しに努めるよう指導をお願いしたい。

《参照通知》 社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について
昭和55年1月16日社施第5号厚生省社会局施設課長、児童家庭局企画課長通知

イ 事業継続計画（BCP）の策定について

社会福祉施設等における防災対策は、主に防災設備の設置や避難対策などの取組がなされてきた一方で、災害発生時の備えや発生直後の対応、災害発生後の復旧といった経過に応じた対応計画については、浸透しているとは言えない状況にある。

災害発生により社会福祉施設が事業継続できなくなると、福祉サービス利用者の安全や場合により生命を脅かされるおそれもある。このため、災害発生等緊急事態により、「職員が出勤できない」、「施設・設備が利用できない」、「物品（食料品や飲料水等）が調達できない」、「ライフラインが使用できない」といった事態になっても、限られた経営資源の中で、利用者へのサービスを継続できるようにするための計画（事業継続計画）を策定しておくことで、迅速な事業復旧を可能とし、サービス利用者への影響を最小限にとどめることも可能となる。各都道府県におかれては、所管する社会福祉施設に対して、積極的な取組を指導していただきたい。

（参考）

- ・平成23年度厚生労働省社会福祉推進事業「突発的に発生する緊急事態における社会福祉事業の継続に向けたモデル事業継続計画（BCP;Business Continuity Plan）策定とその普及事業」報告書（平成24年3月31日株式会社浜銀総合研究所）
- ・平成24年度厚生労働省社会福祉推進事業「社会福祉法人の緊急事態対応のための事業継続計画（BCP）と緊急事態に備えた演習の在り方に関する調査研究とその啓発事業」報告書（平成25年3月31日株式会社浜銀総合研究所）

ウ 節電対策について

平成24年度に続いて策定された電力需給対策に基づき、平成25年度は現在定着している節電の取組が、国民生活、経済活動への影響を極力回避した形での無理のない範囲で確実に行われるよう、全国的な節電要請が行われ、社会福祉施設等においても節電対策に多大なご協力をいただいたところである。

社会福祉施設等の電力供給に関連する最大の懸案は停電への対応であるが、社会福祉施設等では、人口呼吸器による呼吸管理等が必要不可欠なものなど、計画停電が生じた場合に生命や身体に重大な影響を及ぼすおそれがある者が利用している施設もある。

平成26年度における電力需給対策がどのようなものになるかは未定であるが、計画停電や、災害時における停電への備えとして、自家発電機の購入の検討や、すでに自家発電機を保有している場合は、当該発電機の定期的な点検等を講ずるようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた対応について」
(平成24年6月22日社援総発0622第1号、障企発0622第1号、老発0622第1号厚生労働省社会・援護局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知)

5 社会福祉施設の運営について

(1) 福祉サービス第三者評価推進事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、個々の事業者が施設運営における問題点を把握した上で、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする事業である。

平成16年度に通知が発出されて以降の受審状況を見ても、都道府県間に差があり、受審が進んでいない都道府県も見受けられる状況（参考資料22参照）である。

一方、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において、保育の質の評価の拡充として、評価機関と評価者の質の向上を図るための取組等についての提言もなされたところである。

このため、厚生労働省では、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に対し、第三者評価を受審することへのインセンティブの強化、第三者評価を受審した施設・事業所のメリットの強化に向け、評価基準、第三者評価機関（評価調査者）、評価結果の公表のあり方を一体的に見直すよう、方向性を提示し、全国推進組織に設置する「福祉サービスの質の向上委員会」（以下「質の向上委員会」という。）において、現在、具現化に向け検討を行っているところである。

また、社会福祉法人の在り方等に関する検討会（以下「検討会」という。）においても、社会福祉法人の適正な運営を確保する上での第三者評価の在り方について議論が行われているところである。

これらの検討結果を踏まえ、順次見直しを行っていくこととしているが、平成25年度中に行う見直しの取りまとめのポイントは以下のとおりである。

①評価基準の見直し

現在、全サービス共通の共通評価基準については、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン及び判断基準に関するガイドライン（いわゆる共通53項目）に基づき、各都道府県において実施いただいているが、現在、施設・事業所が主体的にかつ継続的に質の向上に向けた組織づくりを行うための必要な項目の追加や、評価項目や判断基準等の詳細について、受審促進に向け整理・統合を行う等の見直しを行っているところである。

なお、サービス毎の内容を評価する内容評価基準については、共通53項目の見直し後に順次見直しや策定に取り組むこととしている。

②評価機関（評価調査者）の質の向上

第三者評価の実施に当たっては、規制改革実施計画でも指摘されているとおり、第三者評価機関（評価調査者）の質の向上が不可欠である。評価基準等について示した手引き（マニュアル）について、現在、第三者評価実施に当たってのプロセスの標準化が行えるよう、評価機関・評価調査者、施設・事業所それぞれの理解を一層促進することを目的に、第三者評価の実施・受審における過程や手法、公表方法等を記載した手引き（マニュアル）となるよう改訂作業を行っているところである。

③評価結果の報告・公表手法

評価結果については、公表ガイドラインに基づき、各都道府県で実施いただいているが、利用者によりわかりやすく、施設・事業所が質の向上、改善に取り組めるよう、施設・事業所の基本方針や、施設・事業所の特徴的な取組等がアピールできるよう、見直しを行っているところである。

具体的な内容については、追って関係通知の改正等によりお示しすることとしているが、各都道府県においては、当該通知の改正や検討会等の動向に留意頂き、本事業の更なる推進のため、必要な規定等の見直しや、第三者評価における都道府県推進組織を通じて、必要な評価調査者の養成や評価機関に対する評価手法等の研修等を通じた第三者評価の質の向上に向けた体制整備に取り組むとともに、研修や会議等の機会を通じて管内の施設・事業所に対して、積極的に第三者評価を受審するよう指導を徹底されたい。

また、福祉サービスの利用者やその家族等の関係機関に対して本事業の概要や取組状況等の情報が伝わるよう、広報活動等を通じて積極的に取り組まされたい。

《参照通知等》

- ・「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」

（平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

- ・「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」について」

（平成16年8月24日雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、障企発第0824001号、老計発第0824001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

- ・全国社会福祉協議会ホームページ

<http://shakyo-hyouka.net/>（第三者評価事業トップ）

<http://www.shakyo-hyouka.net/pdf/p-06.pdf>（「福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会」報告書）

<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf>（事業者向けパンフレット）

http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf（利用者向けパンフレット）

(2) 苦情解決事業について

ア 事業者における苦情解決の取組について

苦情解決は利用者保護の観点から、社会福祉事業経営者の苦情解決の責務を明確化し、サービス毎に仕組みを構築しているところである。

各都道府県におかれては、管内市町村及び社会福祉施設に対し、利用者からの苦情を踏まえ、提供サービスの改善に反映させ、サービスの質を向上させるという制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導を徹底されたい。

イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に相談技術の向上、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回以上の開催等を通じ適切な運営がなされるよう、都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(3) 社会福祉法人新会計基準について

ア 新社会福祉法人新会計基準への完全移行について

社会福祉法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されていたところである。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められていたことから、平成23年7月に新たな「社会福祉法人会計基準」（以下「新会計基準」という。）を定め、平成24年度から適用しているところであるが、経過期間を設けており、平成26年度は経過期間の最終年度となる。このため平成27年度予算から全ての社会福祉法人が新会計基準の適用となり、完全移行となる。

平成25年3月現在、平成25年度末までに移行予定の法人が約3割ある一方、移行が未定となっている法人が未だ4,010法人存在している。（参考資料23参照）

平成27年度予算からは、全社会福祉法人が新会計基準に基づき会計処理を行うことになることから、各都道府県におかれては、所管自治体を通じ未移行の社会福祉法人全てに対し、平成26年度中の新会計基準への移行の指導の徹底を図られ、平成27年度からの全社会福祉法人による新会計基準の適用に遺漏なきを期されたい。

○新会計基準への移行状況（全国計）

移行済		平成25年度移行予定		平成26年度移行予定		未定	
法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
1,728	11.0%	3,552	22.7%	6,377	40.7%	4,010	25.6%

※ 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課調べ（平成25年3月末現在）。

※ 集計法人数は15,667法人で、対象法人数19,610法人の約8割。

イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」により、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1/2）しているところである。本事業は、全社会福祉法人の新会計基準への移行を目的とする事業であるため、移行期間の最終年度である平成26年度までの事業である。各自治体においては、本事業を活用いただき、平成27年度からの全社会福祉法人の新会計基準の移行に遺漏なきを期されたい。

（4）感染症の予防対策について

ア インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返し、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、社会福祉施設等においても十分な注意が必要とされている。各都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成25年11月20日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

（参考）

○厚生労働省ホームページ

・今冬のインフルエンザ総合対策について（平成25年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki24.pdf>

- ・インフルエンザQ & A（平成25年度）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>
- 国立感染症研究所感染症情報センターホームページ
 - ・<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>

イ 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」
 （平成25年12月4日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
 （平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
 （平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「ノロウイルスに関するQ & A」（厚生労働省ホームページ）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
 （平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
 （平成15年7月25日社援基発第725001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」
 （平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基第0707001号、障企発第0707001号、

老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、
C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

(5) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果の公表等について」(平成26年1月22日雇児発0122第1号、社援発0122第1号、障発0122第2号、老発0122第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)に基づき、未措置状態にある施設、分析予定の施設、未回答施設について、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

(6) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進については、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」(平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」が施行され、木材利用の促進に係る取組を支援するため、独立行政法人福祉医療機構において、木材利用による施設整備事業の融資率の引き上げ措置を講じており、平成26年度も引き続き実施することとしていることから、積極的な活用が図られるよう、併せてその周知をお願いしたい。

6 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

(1) 福祉貸付事業について

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民業補完を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

平成26年度予算案においては、社会福祉法人の規模拡大の推進等経営高度化に対する融資支援を実施するほか、南海トラフ特別措置法への対応として社会福祉施設等の高台移転整備に係る融資条件の優遇措置、少子化対策と女性の活躍推進のため保育所等の整備促進に係る融資制度の拡充等を図ることとしており（詳細は、別表の「平成26年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について」のとおり。）、政策上必要とする貸付原資の確保及び融資条件の優遇措置等を行うこととしている。併せて、東日本大震災の復旧・復興に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

また、1月29日付けで既に機構から各都道府県等あて連絡しているところであるが、平成26年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で3月19日（都道府県担当者）及び20日（指定都市・中核市担当者）に開催される予定であるので積極的な参加をお願いしたい。

ア 貸付規模

資金交付額 4, 3 2 7 億円（うち福祉貸付 2, 7 5 2 億円）

イ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。借り手側にとってメリットがある協調融資の一層の拡大を図ることは、民間金融機関の参入を促し、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、

施設整備に係る法人からの相談等の機会を捉えて、その活用について助言をお願いしたい。(詳細は参考資料24参照)

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成26年度予算額 (案)	250億円
・ 給付予定人員	73,884人
・ 給付総額	953億円

イ 都道府県補助金について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所や障害者施設等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成25年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成26年度においても、本事業が円滑に実施できるよう必要な予算の確保及び早期執行について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、補助金の交付額については、平成18年3月27日社援発第0327020号「社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条の規定に基づく都道府県の補助金の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局長通知に基づき通知する単位金額に、別途、福祉医療機構が通知する平成26年4月1日現在における都道府県内社会福祉施設等職員数及び特定職員数を合計した数を乗じて得た額となるが、平成26年度における単位金額については、現在のところ、43,000円程度となる見込みである(別途、通知する予定)。

(3) 福祉医療経営支援事業について

機構においては、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした確度の高い経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者に対する経営支援事業を実施している。また、経営支援事業のノウハウを活かし、自治体からの委託業務として、当該自治体の管内社会福祉施設の財務状況、運営状況について診断等を行い報告した実績もある。

今後、社会福祉法人については、地域貢献や運営の透明性について、更なる取組が求められているところであり、機構においては、引き続き、社会福祉法人に対するきめ細かな経営指導・経営支援を推進することとしている。各都道府県におかれ

ては、経営面などで課題を抱えている社会福祉法人に対して、機構の経営支援事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、活用をお願いしたい。なお、具体的な事業詳細は、機構のホームページに掲載をしているので参照されたい。

(参考) 機構の福祉医療経営支援事業の概要 (平成25年度実績)

1. 経営診断事業

3種類の経営診断を実施

① 簡易経営診断 (お手軽・スピーディーな診断をご希望のお客様向け)

- ・ 施設の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設との比較を行った上で、総合的なコメントを付す。
- ・ 施設の機能性、費用の適正性、安定性などの5つの大項目と20程度の経営指標を分析する。
- ・ 各指標を5段階に分け、全体のどのあたりに位置するのかを一目でわかるように提示する。
- ・ 対象施設は、特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所、病院、介護老人保健施設。

② 経営分析診断 (地域特性を加味した同種・同規模施設との比較を行う詳細な診断をご希望のお客様向け)

- ・ 3か年の決算データを経年分析する。
- ・ 機構が保有する豊富なデータから抽出する、地域特性を加味した同種・同規模施設の平均値と経営内容 (入所利用率、患者1人1日当たり入院収益、人件費率、経費率など) の比較を行う。
- ・ 地域情報、政策動向等を踏まえた、今後の課題や展望に関する内容も盛り込む。
- ・ 対象施設は、特別養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設。

③ 実地調査を伴う経営診断 (経営計画の策定や改善策の提示をご希望のお客様向け)

- ・ 機構職員が実際に施設へ伺い、職員や利用者へのヒアリングやアンケート調査などを通じた総合的な経営診断を行う。
- ・ 経営の改善策などの提示及び経営計画の策定をお手伝いする。
- ・ 対象施設は、特別養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設。

2. 経営セミナー事業

- ・ 専門家・施設経営者によるセミナー形式等の経営指導を開催。
- ・ 各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の2ヶ月位前を目途に機構のホームページに掲載する。

3. 経営分析参考指標

- ・ 「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム (ケアハウス)」「保育所」「病院」「介護老人保健施設」の5施設について、分析結果を冊子「経営分析参考指標」として取りまとめ、発行。
- ・ 融資先からの経営実績報告に基づく豊富なデータを、施設の特性を示す「機能性」をはじめ、「費用の適正性」「生産性」「安定性」「収益性」の5つの視点から各種経営分析指標を用いて分析する。

※ 現在、機構において上記実施内容の見直しを行っている。見直し後の内容については、平成26年4月以降に機構ホームページに掲載予定。

(別表)

平成26年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1) 社会福祉法人の経営高度化に対する融資支援 ①法人間の合併等経営規模拡大に必要な経営資金融資の実施 ②経営不振状態の法人に対し、経営支援と併せて行う経営資金融資の実施	・償還期間(据置期間)を8年以内(1年以内)とする。 ・融資率を90%とする。
	2) 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置(南海トラフ特別措置法への対応)	・対象施設は、南海トラフ特措法に基づき関係市町村が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる通所施設及び入所施設等とする。((独)福祉医療機構福祉貸付事業の融資対象となっている施設等に限る) ・融資率を95%に引き上げる。 ・貸付利率を無利子とする。 ・2重ローン対策を実施する。
	3) 保育所等の賃借による施設開設資金等に対する無担保貸付制度の拡充	・対象施設は、保育所、放課後児童健全育成事業、小規模保育事業実施施設及び認可を目指す認可外保育施設(※)とする。 ・無担保限度枠を3,000万円に拡大する。 ・貸付利率:融資額 500万円以下 基準金利 500万円超2,000万円未満 基準金利+0.3% 2,000万円以上3,000万円 基準金利+0.5%
	4) 小規模保育事業実施施設に対する融資制度の創設	・対象施設は、小規模保育事業実施施設(※)とする。 ・貸付けの相手方を法人とする。 ・融資率を90%とする。(平成29年度まで) ※ 保育所及び放課後児童健全育成事業の融資率90%の優遇措置についても併せて平成29年度まで延長する。 ・貸付利率は基準金利と同率とする。
	5) 認可を目指す認可外保育施設に対する融資制度の創設	・対象施設は、認可を目指す認可外保育施設(※)とする。 ・貸付けの相手方を法人とする。 ・融資率を90%とする。(平成29年度まで) ・貸付利率は基準金利と同率とする。
	6) 創設社会福祉法人等に対する土地取得資金の融資対象範囲の拡充	・全ての創設法人の土地取得費を融資対象とする。
継続	7) アスベスト対策事業に係る優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成26年度末まで延長する。

※「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号)又は保育緊急確保事業(内閣府所管)に基づく小規模保育事業、認可化移行支援事業として実施するものに限る。

(参考)平成25年度補正予算での見直し内容について

分類	事項名		見直し内容
継続	1)	社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成26年度末まで延長する。
	2)	社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成26年度末まで延長する。
	3)	スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成26年度末まで延長する。 ・対象施設に軽費老人ホームA型及びB型を追加する。
	4)	介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率の優遇措置を平成26年度末まで延長する。